

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 多様な主体との連携・協働

第4期計画の推進にあたっては、市民、自治会・学区、民生委員・児童委員、福祉委員といった福祉関係者、NPO、民間事業者、市社協、市（行政）などがそれぞれの役割を認識し、相互に連携・協働して主体的に取り組む必要があります。

とりわけ、社会福祉協議会は地域福祉の推進を図ることを目的とし社会福祉法に位置づけられた公共性を有する民間団体です。地域に積極的に向き、福祉課題を把握するとともに社会福祉協議会が中心となって、市民や団体との連携・調整を行い、市民活動を促進することが期待されます。

このため、各主体に対して、本計画における趣旨、施策の内容などについての情報を発信し、理解を進める中、地域における連携・協働の取組を促進し、実効性のある地域福祉の推進につなげていきます。

(2) 庁内関係部署との連携

本計画は、福祉、保健、商工、まちづくり、教育、交通、都市計画、防犯、防災など様々な分野が関連するため、これら関係部署と情報を共有するとともに連携の強化を図っていきます。

2 計画の広報

広く市民に「日田市地域福祉計画」を周知するために、市の広報紙やホームページへの掲載などを行います。

3 計画における取組状況の中間把握

本計画の計画期間は、令和7年度から11年度までの5年間となっていますが、この期間内に本計画における取組状況を把握します。

資 料

1. 地域福祉に関連する制度の動き
2. S D G s（持続可能な開発目標）との関係
3. 日田市地域福祉計画策定委員会設置要綱
4. 第4期日田市地域福祉計画策定委員名簿
5. 第4期日田市地域福祉計画策定に関する市民アンケート調査結果

1. 地域福祉に関連する制度の動き

年 度	法制度等の施行状況	主 な 内 容
2021 (R3)	地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の施行	地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずるもの
2023 (R5)	こども基本法の施行	次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等に関わらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進するもの
2024 (R6)	改正障害者差別解消法の施行	民間事業者による障がいのある人への「合理的配慮の提供」を、努力義務から義務化とするもの
	孤独・孤立対策推進法の施行	日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組を規定するもの
	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行	「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確にするとともに、国・地方公共団体が困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を規定するもの
2025 (R7)	改正生活困窮者自立支援法等の施行	単身高齢者世帯の増加等を踏まえた安定的な居住の確保の支援等を通じて、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、生活困窮者住居確保給付金の支給対象者の拡大や、一部の被保護者を対象とした生活困窮者就労準備支援事業等の実施について規定するもの

2. S D G s（持続可能な開発目標）との関係

S D G s（えすでいじーず）とは、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための 2030 年までを期限とする 17 の国際目標で、格差の問題、持続可能な消費や生産、気候変動対策など、先進国が自らの国内で取り組まなければならない課題を含む、すべての国に適用される普遍的（ユニバーサル）な目標です。本地域福祉計画は、S D G s の要素も最大限反映させながら策定しています。



3. 日田市地域福祉計画策定委員会設置要綱（平成 17 年告示第 322 号）

（設置）

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づき日田市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の策定及び進行管理を行うため、日田市地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 策定委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 地域福祉計画の進行管理に関すること。
- (3) その他地域福祉計画の策定及び進行管理に関して必要な事項

（組織）

第 3 条 策定委員会は、30 人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 医療・保健・福祉関係者
- (3) 職域・住民組織団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 一般公募による市民

3 策定委員会は、必要に応じて部会を設けることができる。

（委員長及び副委員長）

第 4 条 策定委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（任期）

第 5 条 委員の任期は、5 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第 6 条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 策定委員会は、委員の定数の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 策定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

（関係者の出席）

第 7 条 委員長は、必要に応じて策定委員会に関係者の出席を要請し、助言を求めることができる。

(提携)

第8条 市は、日田市社会福祉協議会と提携し、地域福祉計画の策定及び策定委員会の協議に当たり、事務を協働する。

(庶務)

第9条 策定委員会の庶務は、福祉保健部社会福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会の会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公示の日から施行する。

(任期の特例)

2 第5条の規定に関わらず、この要綱の施行後最初に委嘱し、又は任命する委員の任期は、平成23年3月31日までとする。

4. 第4期日田市地域福祉計画策定委員名簿

(敬称略)

No.	氏名	所属	区分
1	◎滝口 真	大分大学	学識経験のある者
2	○加藤 慶一	日田市校長会	学識経験のある者
3	福田 雅之	日田市医師会	医療・保健・福祉関係者
4	安永 智和	日田市社会福祉協議会	医療・保健・福祉関係者
5	津江 良治	日田市地区社会福祉協議会連絡協議会	医療・保健・福祉関係者
6	飯田 富佐子	日田市民生委員児童委員協議会	医療・保健・福祉関係者
7	梶原 貴久	日田市地域包括支援センター	医療・保健・福祉関係者
8	池永 大信	日田市子ども・子育て会議委員の代表	医療・保健・福祉関係者
9	三宮 貴博	日田市障害福祉計画策定委員会の代表	医療・保健・福祉関係者
10	掛橋 泰定	日田保護区保護司会	医療・保健・福祉関係者
11	森山 裕一郎	ひた生活支援相談センター	医療・保健・福祉関係者
12	深見 由紀	KHJ日田ゆきどけの会	医療・保健・福祉関係者
13	園田 毅	日田市居住支援協議会	医療・保健・福祉関係者
14	新川 ヤス子	日田市ボランティア連絡協議会	職域・住民組織団体の代表者
15	森高 重春	日田市自治会連合会	職域・住民組織団体の代表者
16	安部 敏朗	日田市老人クラブ連合会	職域・住民組織団体の代表者
17	田辺 徳子	日田市女性団体連絡協議会	職域・住民組織団体の代表者
18	宇野 吉信	日田市公民館運営事業団	職域・住民組織団体の代表者
19	杉野 慎也	日田市連合育友会	職域・住民組織団体の代表者
20	山本 政信	部落解放同盟大分県連合会日田支部	職域・住民組織団体の代表者
21	十時 康裕	日田商工会議所	職域・住民組織団体の代表者
22	羽野 美恵	一般公募	公募市民
23	清田 朱	一般公募	公募市民
24	前田 泰久	大分県西部保健所	関係行政機関の職員
25	瀬口 英隆	日田市教育委員会	関係行政機関の職員

◎：委員長、○：副委員長

5. 第4期日田市地域福祉計画策定に関する市民アンケート調査結果

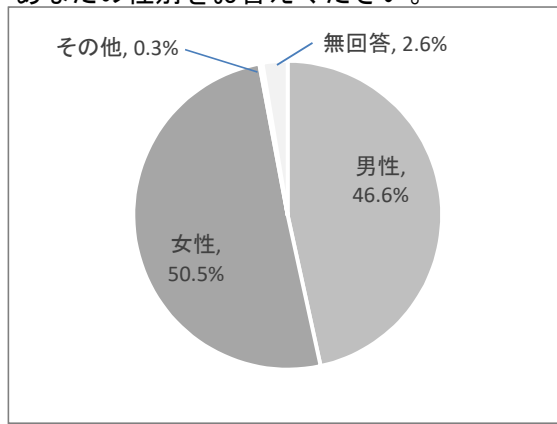
第4期地域福祉計画策定に関する市民アンケート調査結果

■調査方法及び回収方法

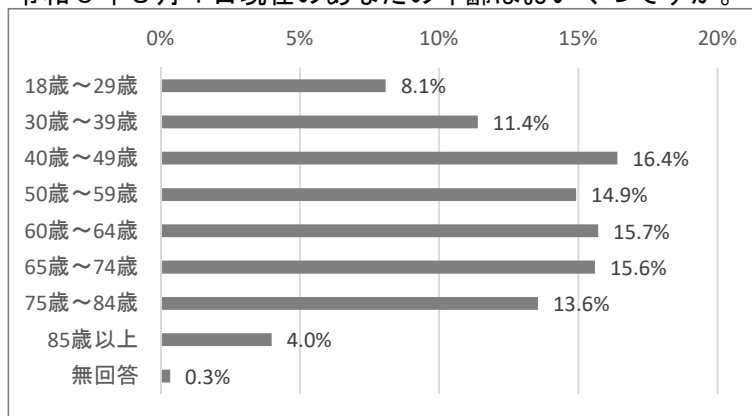
調査対象者	市内に在住する18歳以上の男女から無作為抽出
調査基準日	令和6年8月1日
基準日対象者数	51,786人
調査期間	令和6年9月
調査方法	民生委員・児童委員による訪問配布 回答は訪問回収またはインターネットによる回答
調査票送付数	1,100人
回答者数	878人
回収率	79.8%

I. 基礎的事項

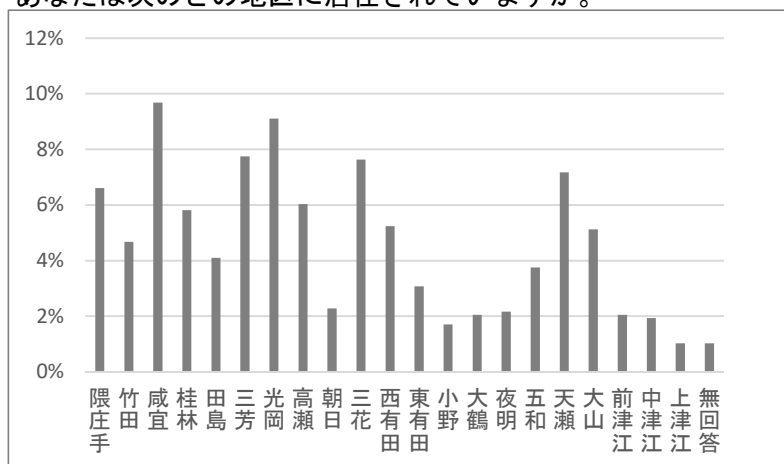
【問 1】 あなたの性別をお答えください。



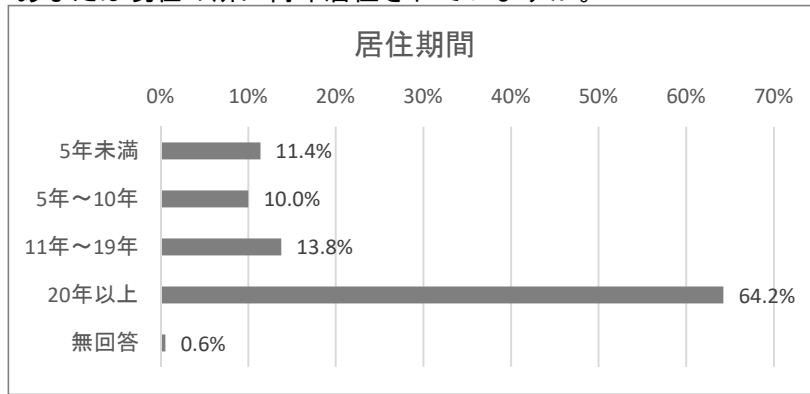
【問 2】 令和 6 年 8 月 1 日現在のあなたの年齢はおいくつですか。



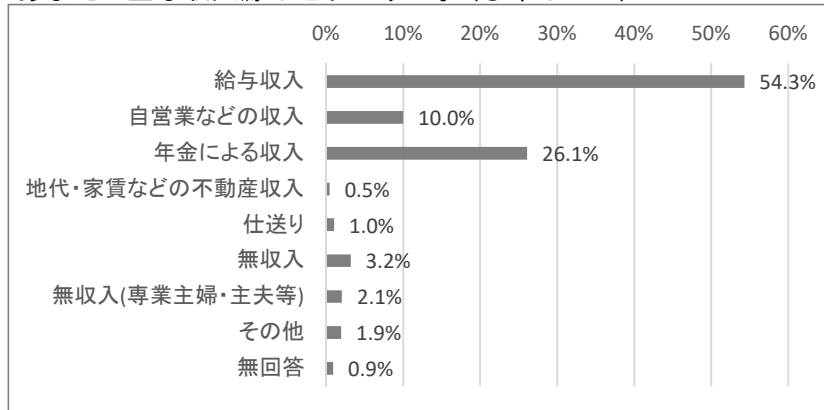
【問 3】 あなたは次のどの地区に居住されていますか。



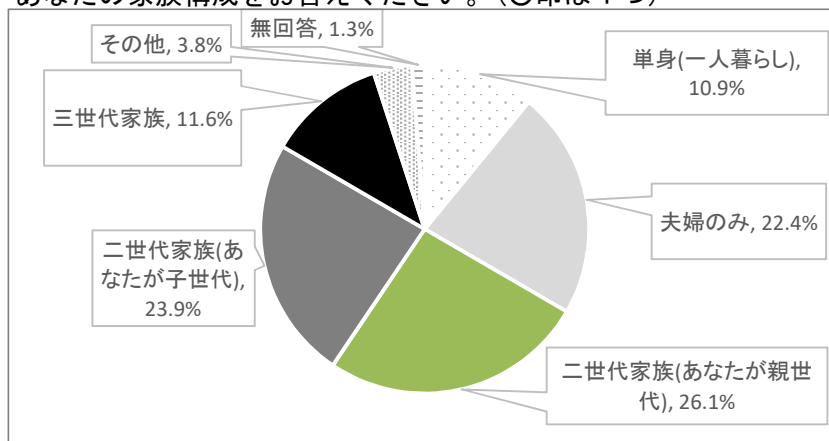
【問 4】 あなたは現在の所に何年居住されていますか。



【問 5】 あなたの主な収入源はどれですか。(○印は1つ)

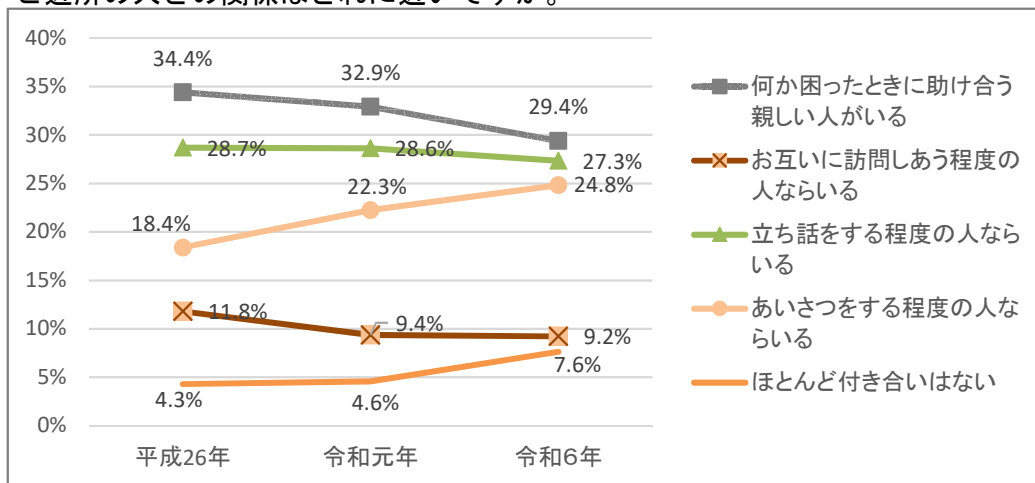


【問 6】 あなたの家族構成をお答えください。(○印は1つ)

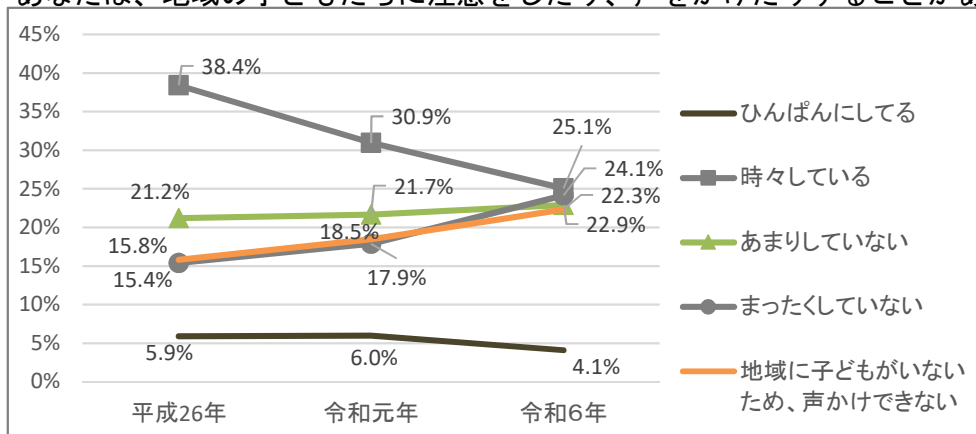


Ⅱ. 地域生活・地域活動

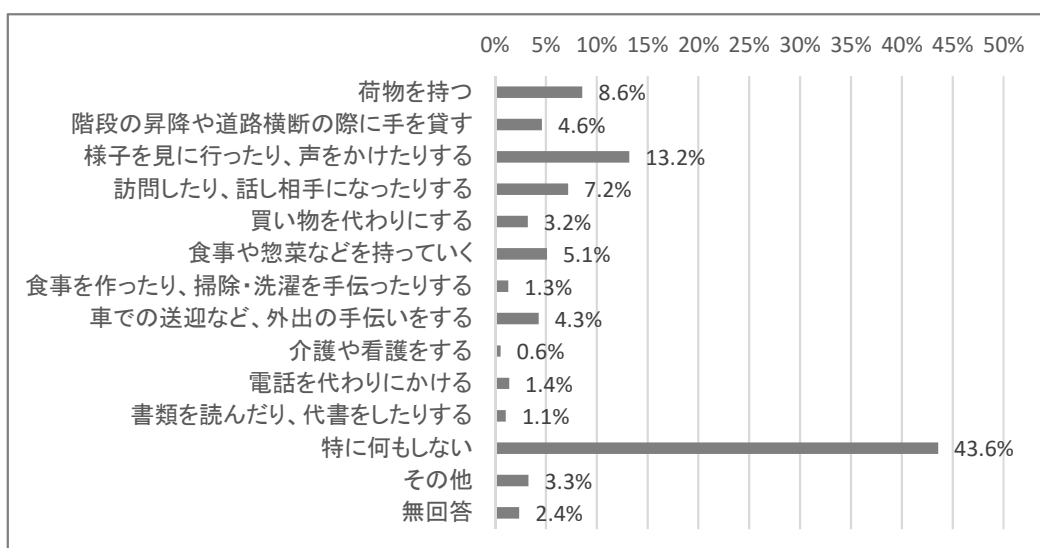
【問 7】 ご近所の人との関係はどれに近いですか。



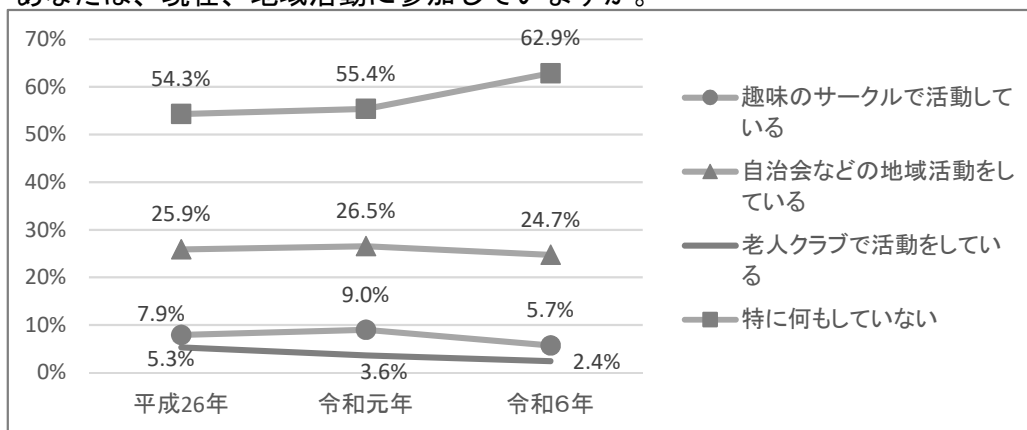
【問 8】 あなたは、地域の子どもたちに注意をしたり、声をかけたりすることがありますか。



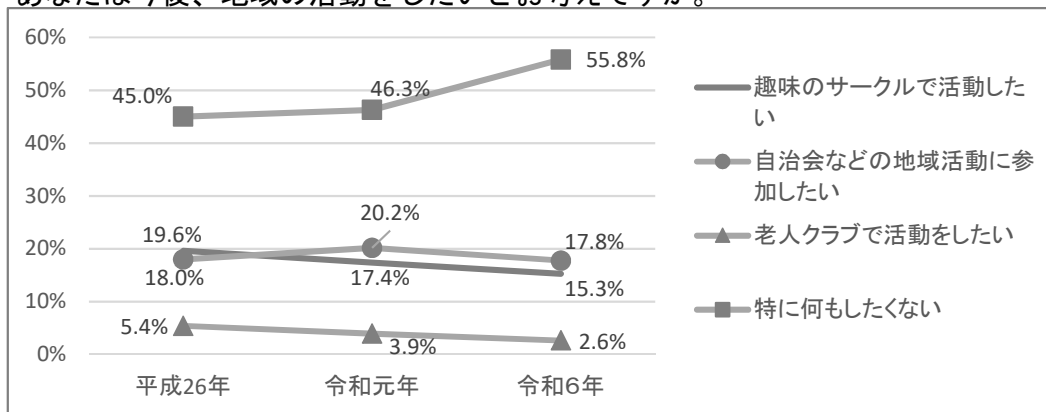
【問 9】 あなたは、この2～3年のうち、地域においてお年寄りや子ども、障がいのある方、病人のいる家族の方などに対して、次のようなお手伝いをしたことがありますか。



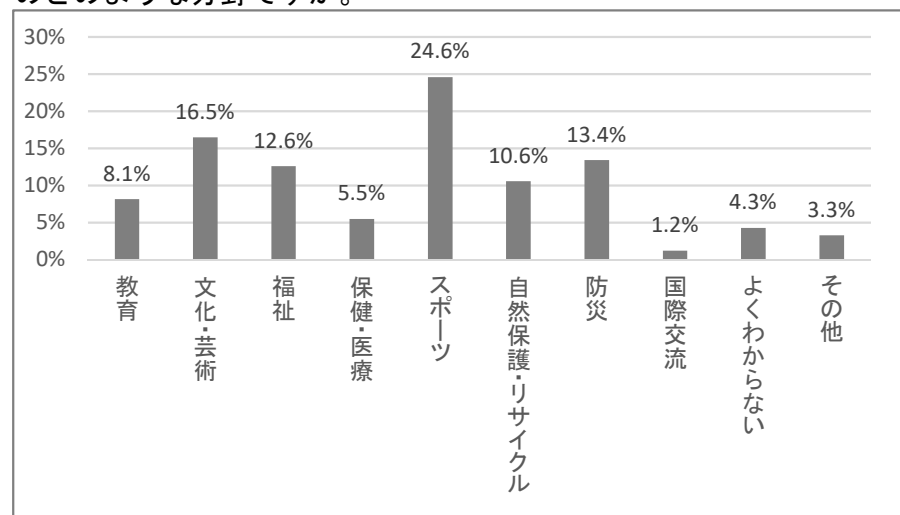
【問10】 あなたは、現在、地域活動に参加していますか。



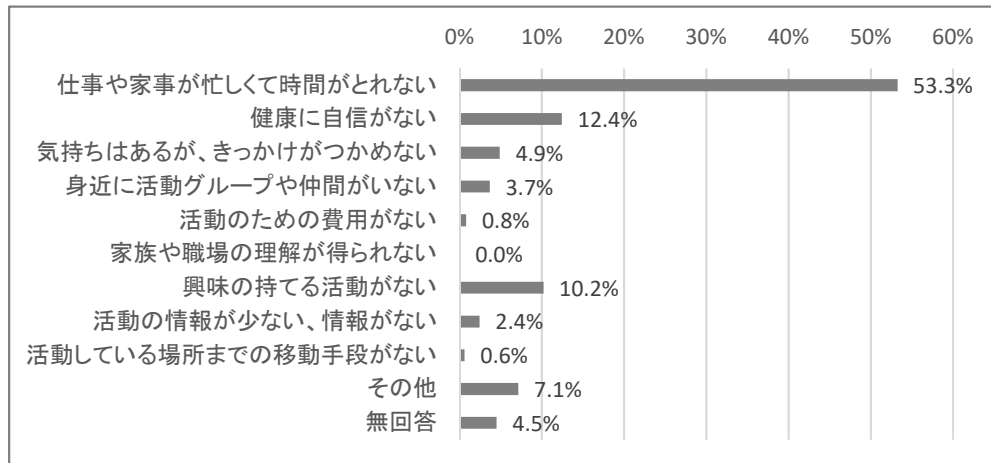
【問11】 あなたは今後、地域の活動をしたとお考えですか。



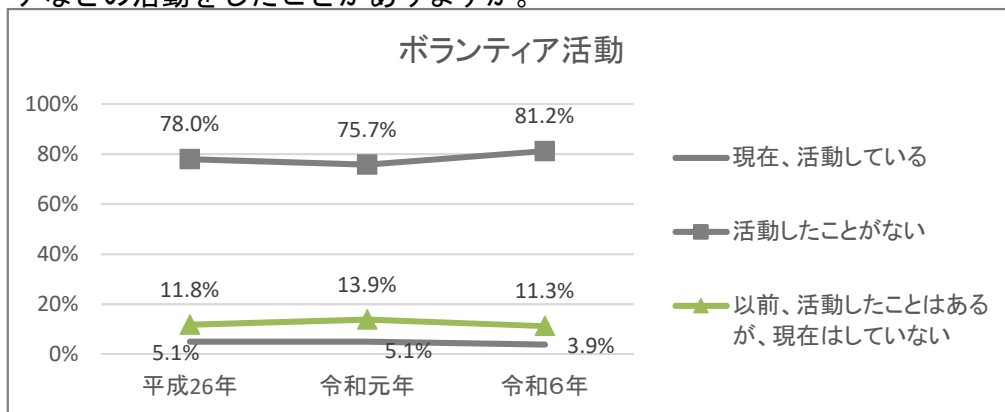
【問11-2】 問11で「1～3（活動したい）」のいずれかで答えた方にお伺いします。活動内容は次のどのような分野ですか。



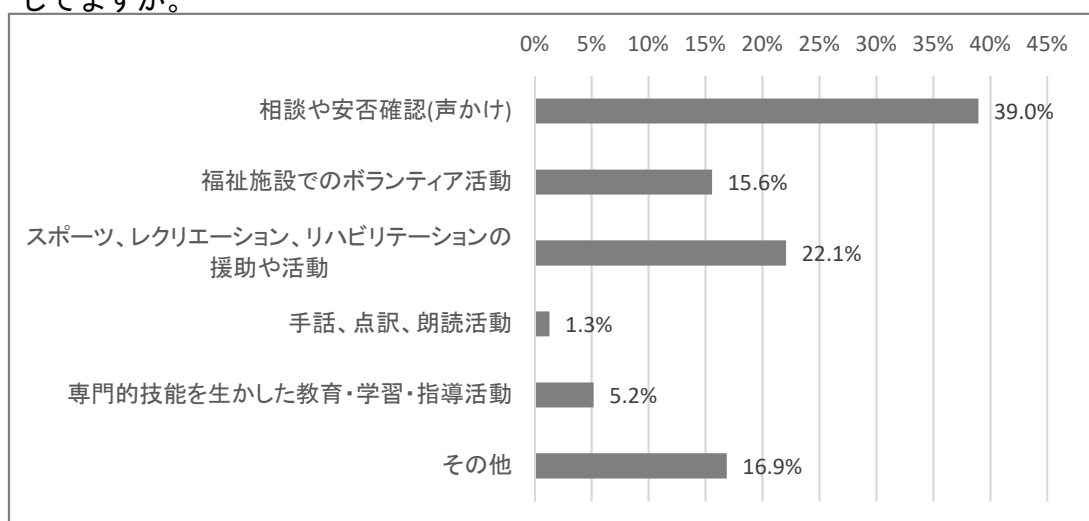
【問11-3】 問11で「4（したくない）」と答えた方にお伺いします。特に何もしたくない理由は何ですか。



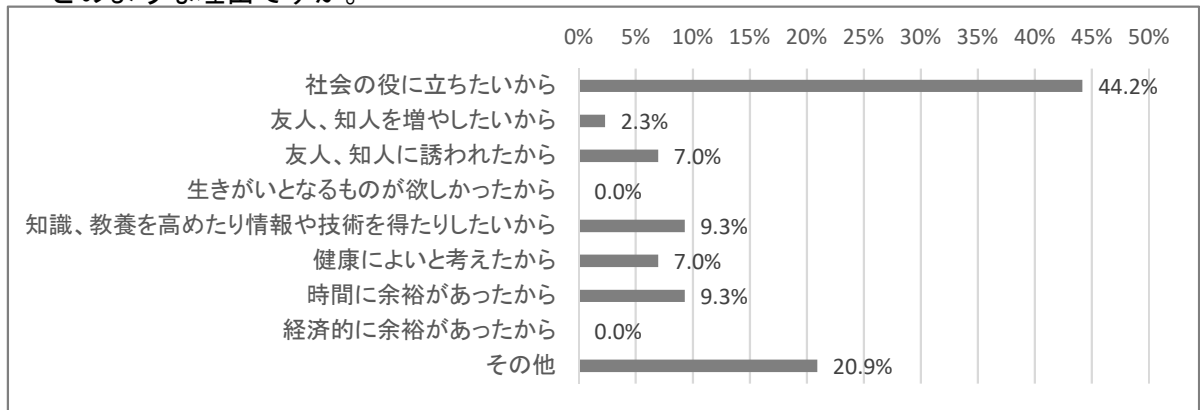
【問12】 あなたは、寝たきりや一人暮らしの高齢者、障がい者の方々のお世話をするボランティアなどの活動をしたことがありますか。



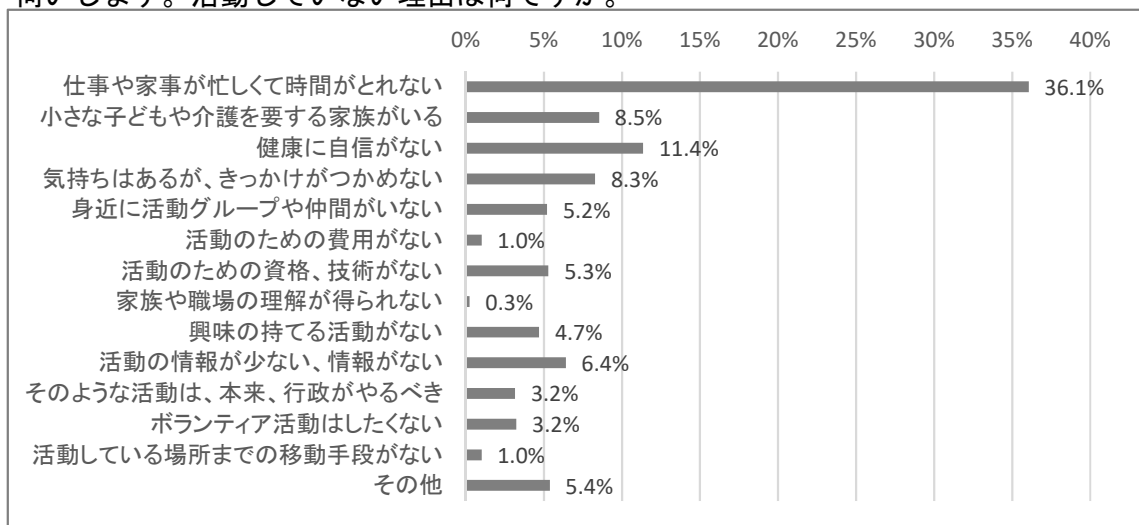
【問12-2】 問12で「1（現在、活動をしている）」と答えた方にお伺いします。どのような活動をしていますか。



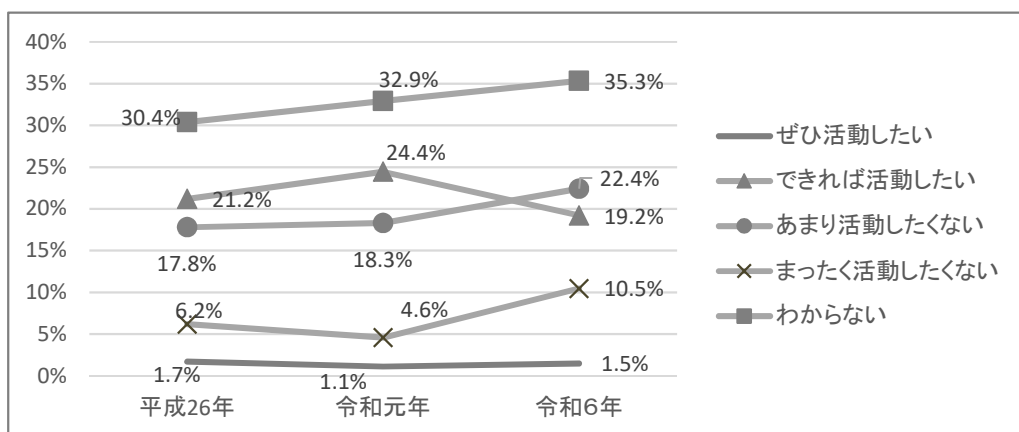
【問12-3】 問12で「1（現在、活動をしている）」と答えた方にお伺いします。活動のきっかけはどのような理由ですか。



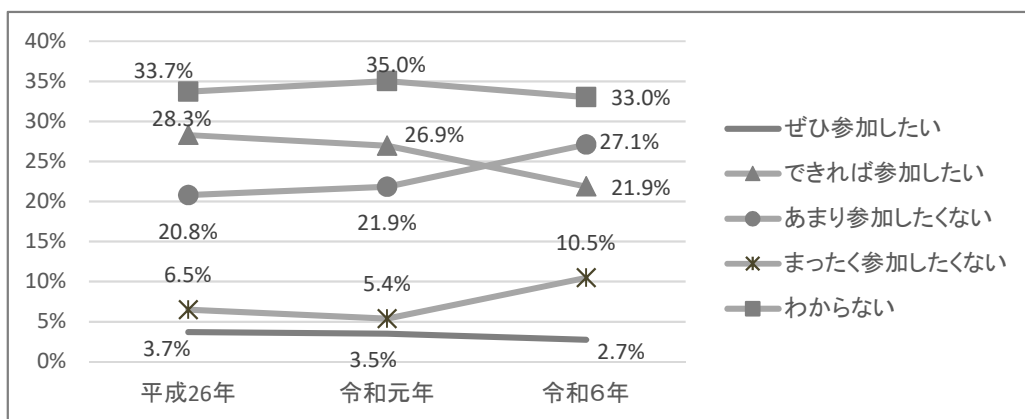
【問12-4】 問12で「2（活動したことがない）」又は「3（現在はしていない）」と答えた方にお伺いします。活動していない理由は何ですか。



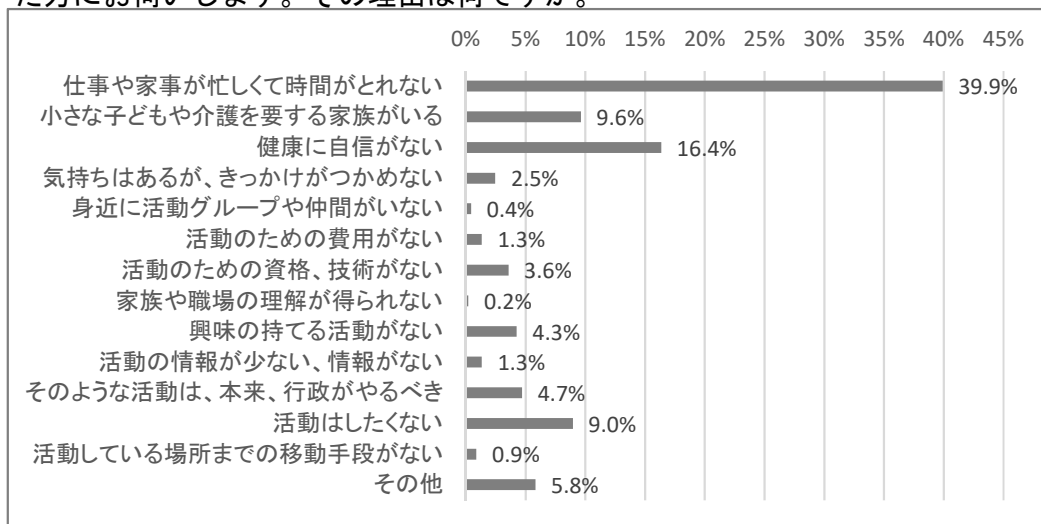
【問12-5】 問12で「2（活動したことがない）」又は「3（現在はしていない）」と答えた方にお伺いします。今後、ボランティア活動をしたいと思いますか。



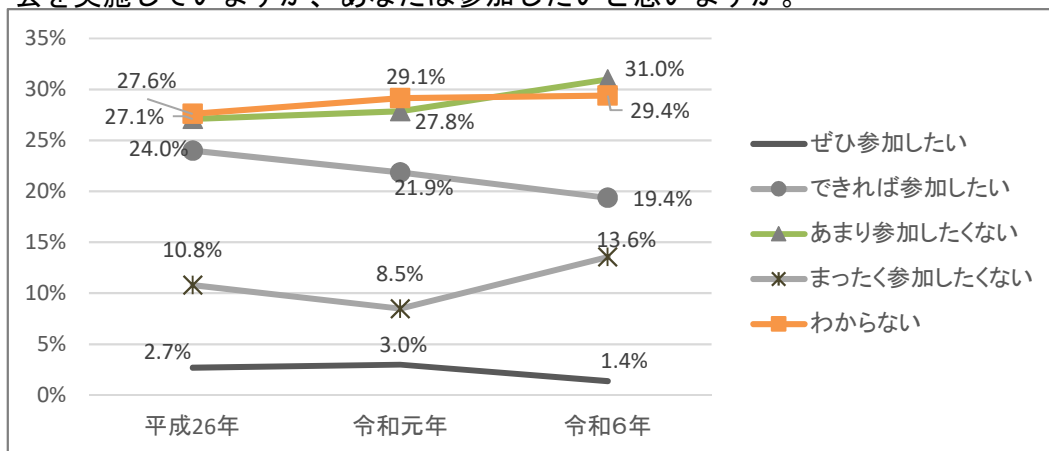
【問13】 お年寄りや障がいのある方たちを自治会単位などで見守りや手助けなどを行い、お互いを支えあう活動があります。
あなたは、このような地域のための福祉活動に参加したいと思いますか。



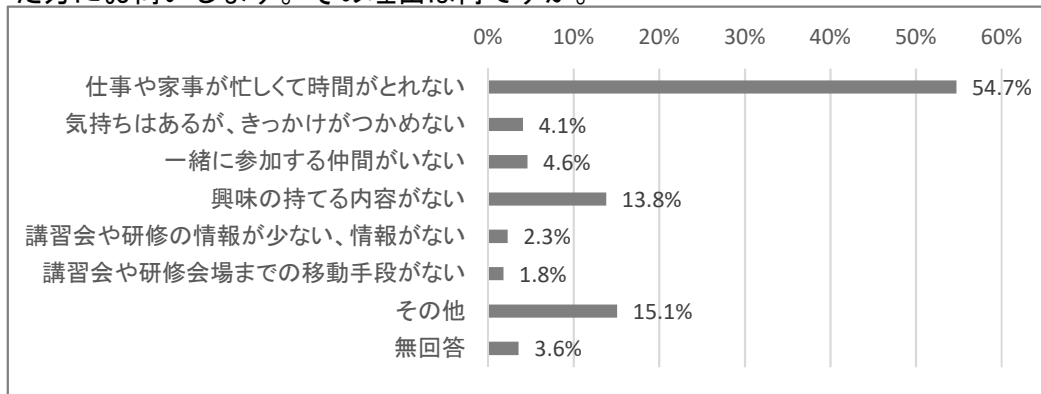
【問13-2】 問13で「3（あまり参加したくない）」又は「4（まったく参加したくない）」と答えた方にお伺いします。その理由は何ですか。



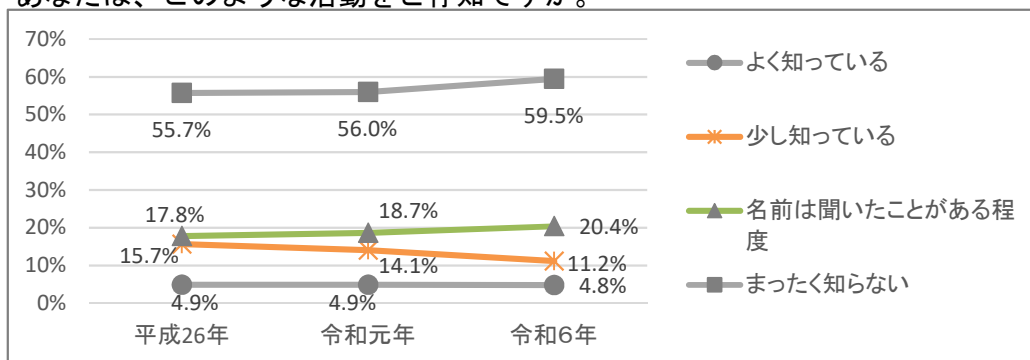
【問14】 市や社会福祉協議会等では、地域住民の参加を募って、社会福祉に関する講習会や研修会を実施していますが、あなたは参加したいと思いますか。



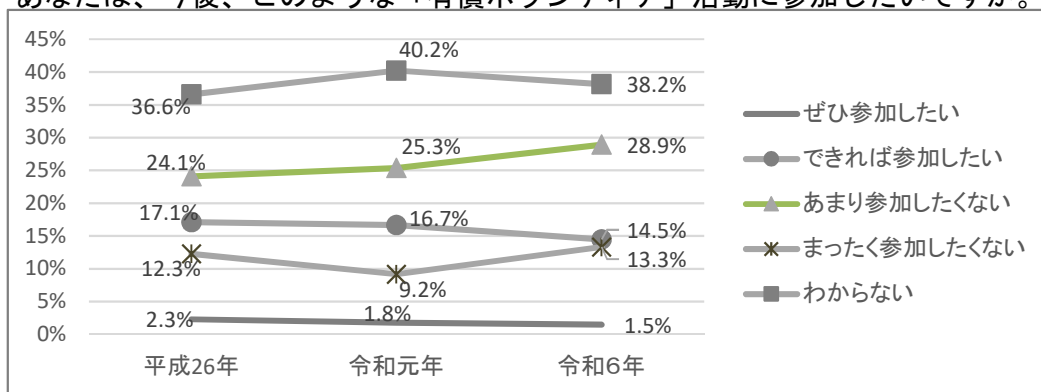
【問14-2】 問14で「3（あまり参加したくない）」又は「4（まったく参加したくない）」と答えた方にお伺いします。その理由は何ですか。



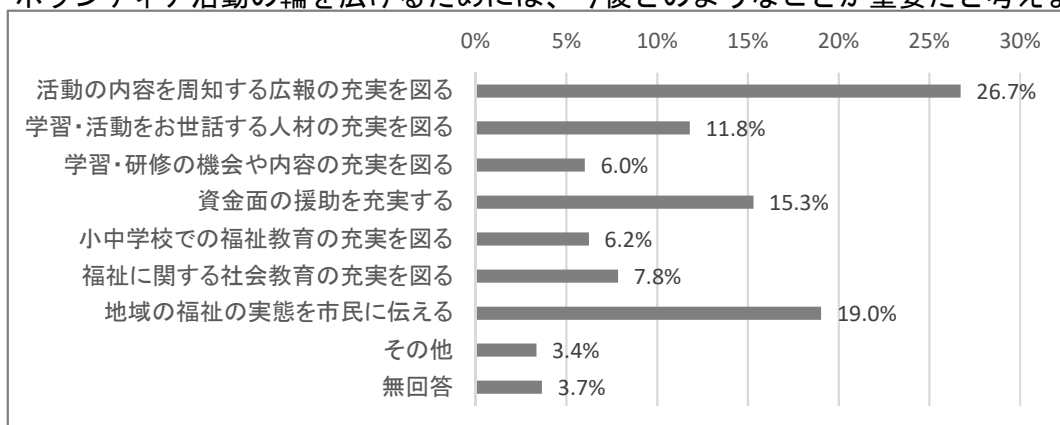
【問15】 虚弱な高齢者や一人暮らし高齢者の方などに対し、若干の活動費をもらって日常生活のお世話や移送サービス等を行う「有償ボランティア」の活動があります。あなたは、このような活動をご存知ですか。



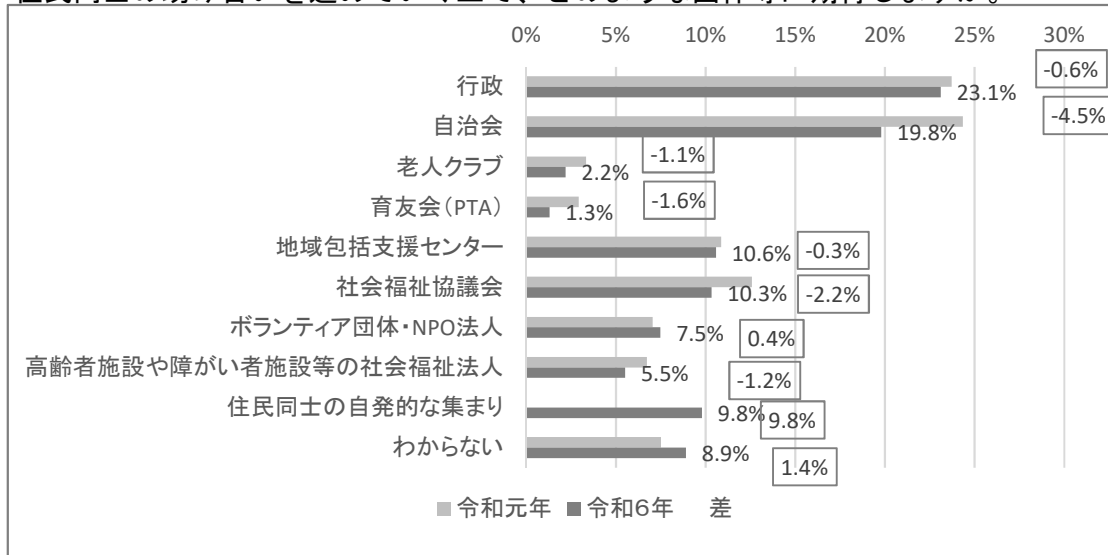
【問16】 あなたは、今後、このような「有償ボランティア」活動に参加したいですか。



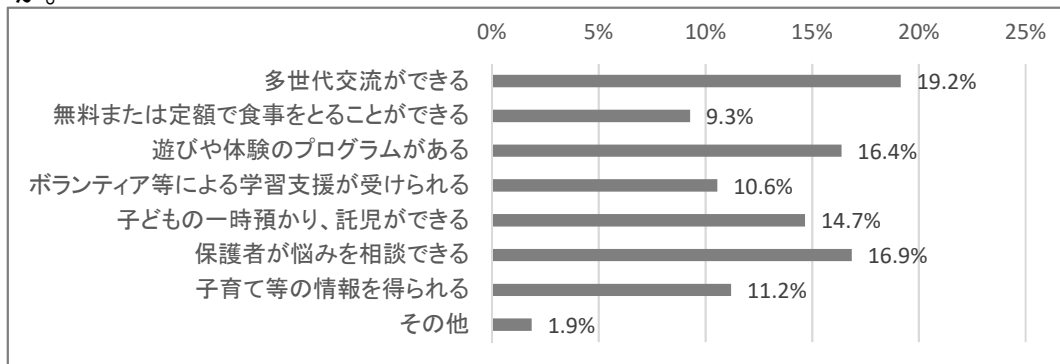
【問17】 ボランティア活動の輪を広げるためには、今後どのようなことが重要だと考えますか。



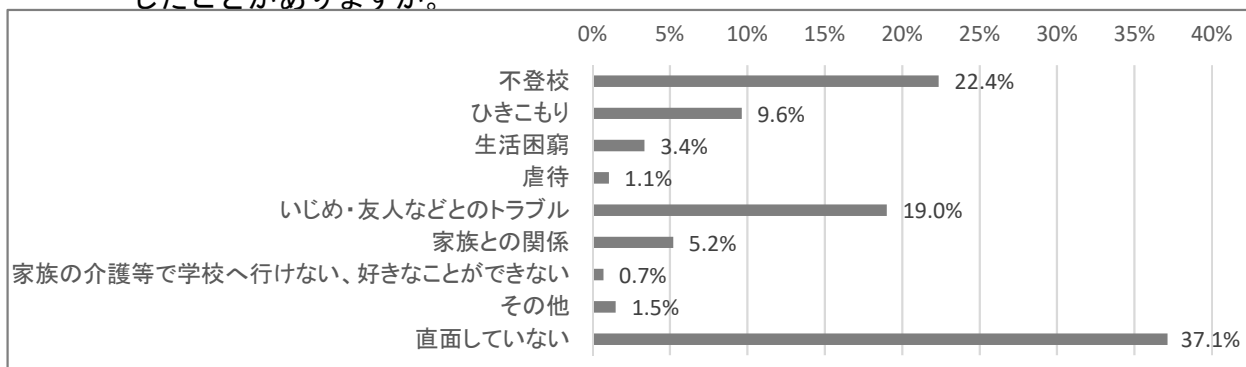
【問18】 住民同士の助け合いを進めていく上で、どのような団体等に期待しますか。



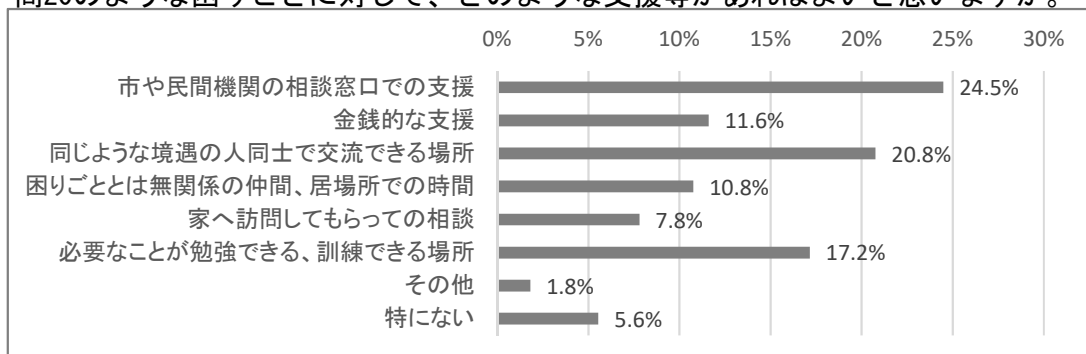
【問19】 子どもが地域社会の中で健やかに育つためには、どのような居場所が必要だと思いますか。



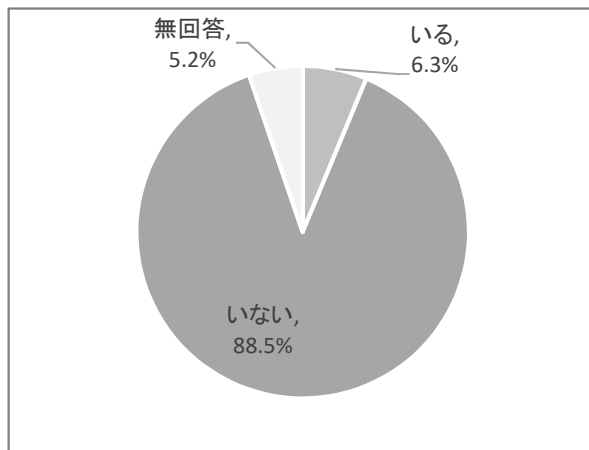
【問20】 あなたの子どもや、親戚や知り合いなどの周りの子どもが、次のような困りごとに直面したことがありますか。



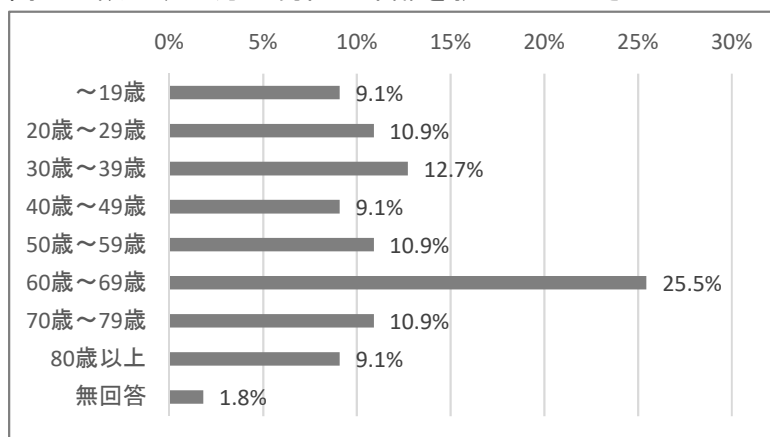
【問20-2】 問20のような困りごとに対して、どのような支援等があればよいと思いますか。



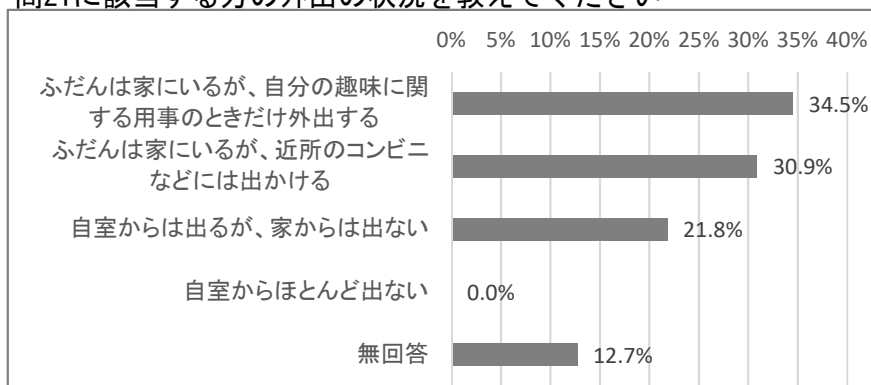
【問21】 あなたの世帯で「仕事や学校などに行かず、家族以外の人との交流をほとんどしない状態」に当てはまる方はいますか。



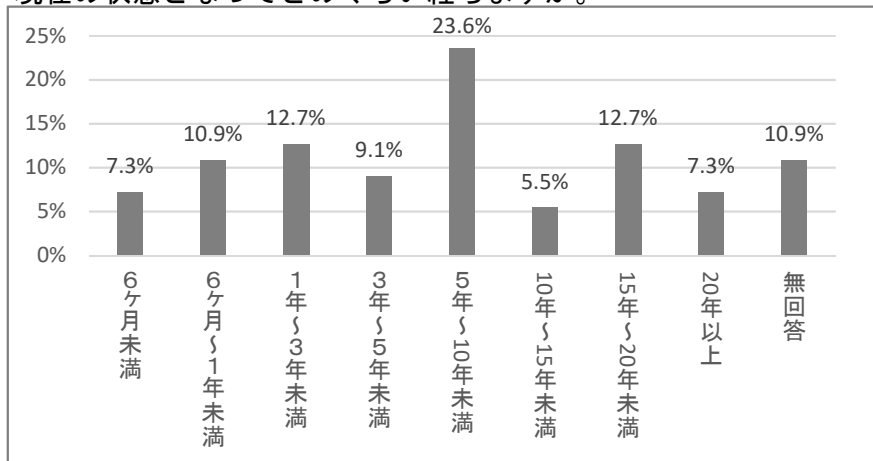
【問21-2】 問21に該当する方の現在の年齢を教えてください



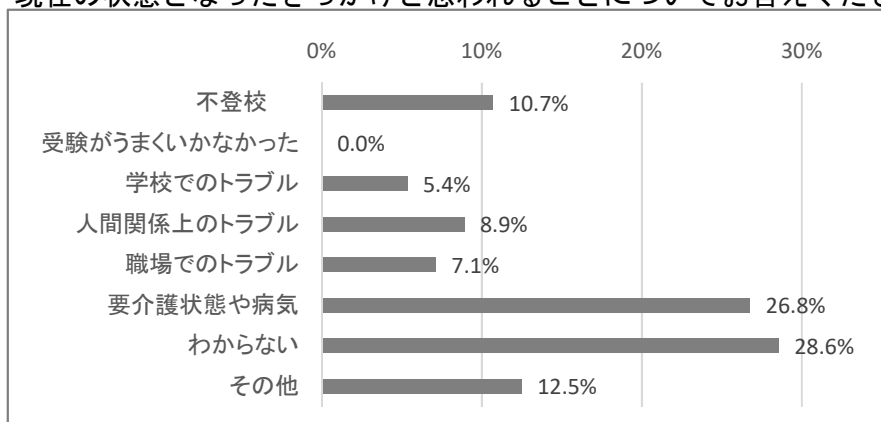
【問21-3】 問21に該当する方の外出の状況を教えてください



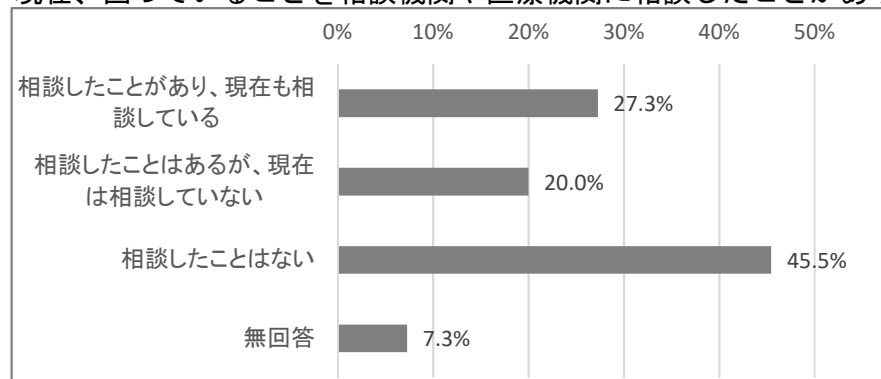
【問21-4】 問21に該当する方の状況をお伺いします。
現在の状態となってどのくらい経ちますか。



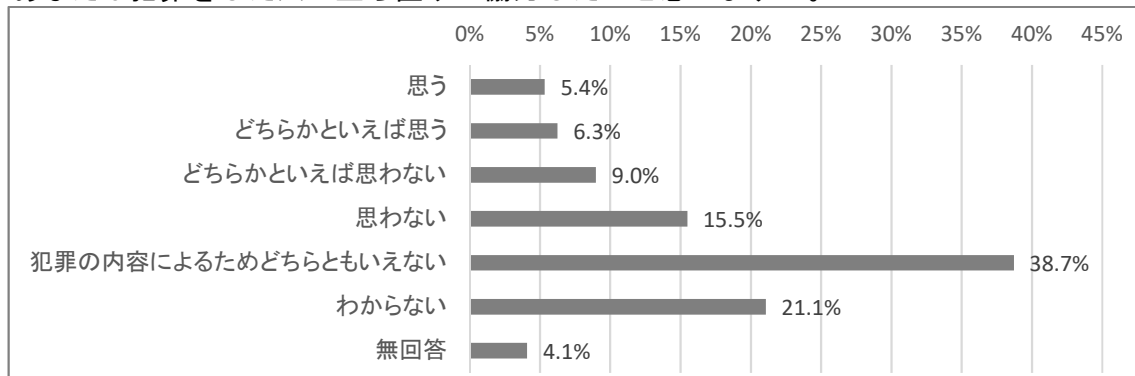
【問21-5】 現在の状態となったきっかけと思われることについてお答えください。



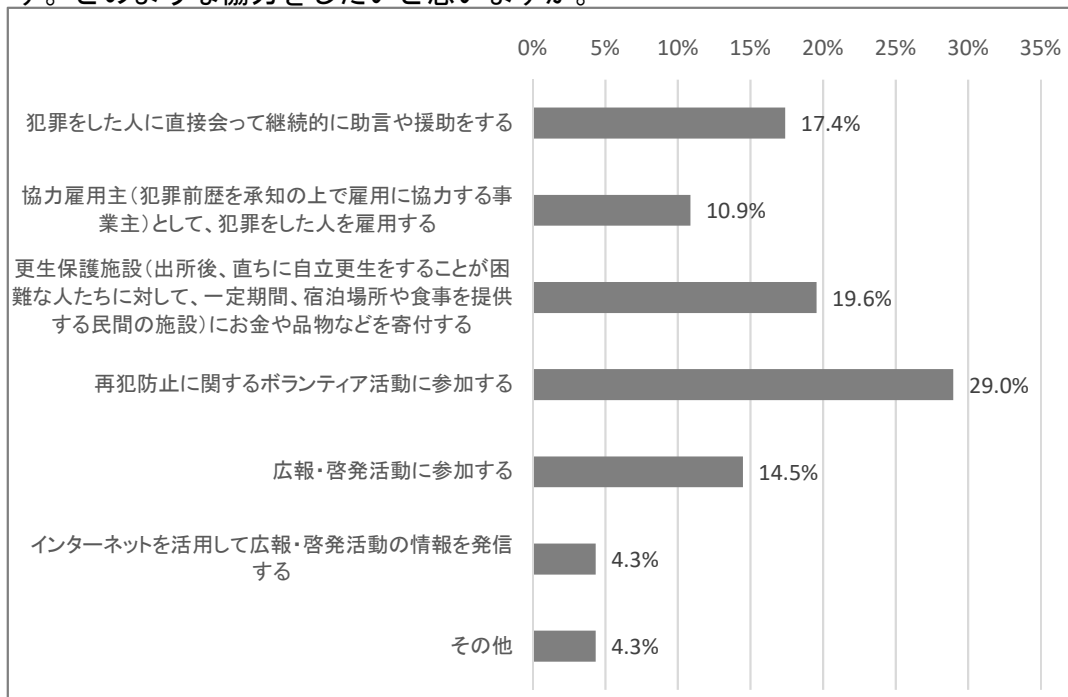
【問21-6】 現在、困っていることを相談機関や医療機関に相談したことがありますか。



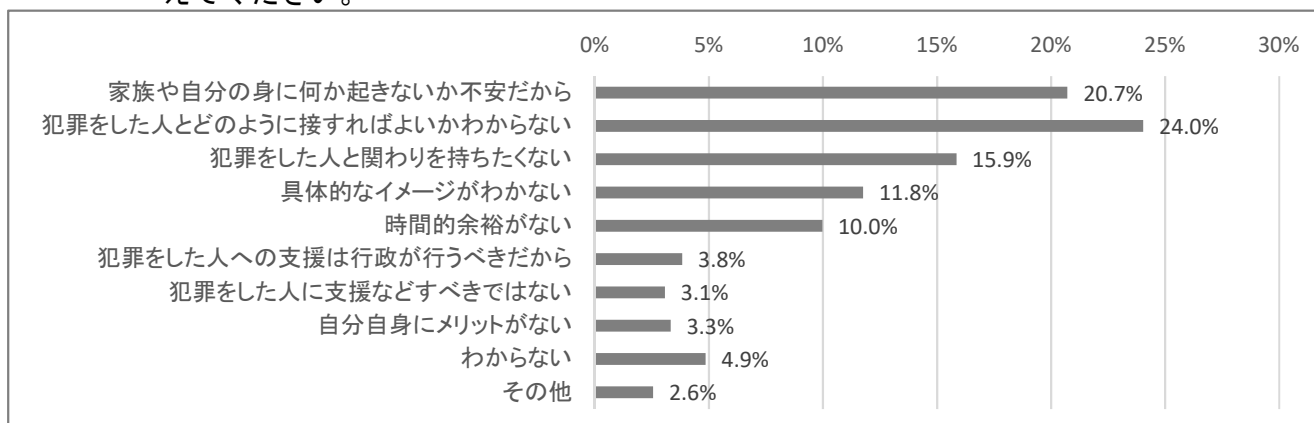
【問22】 あなたは犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思いますか。



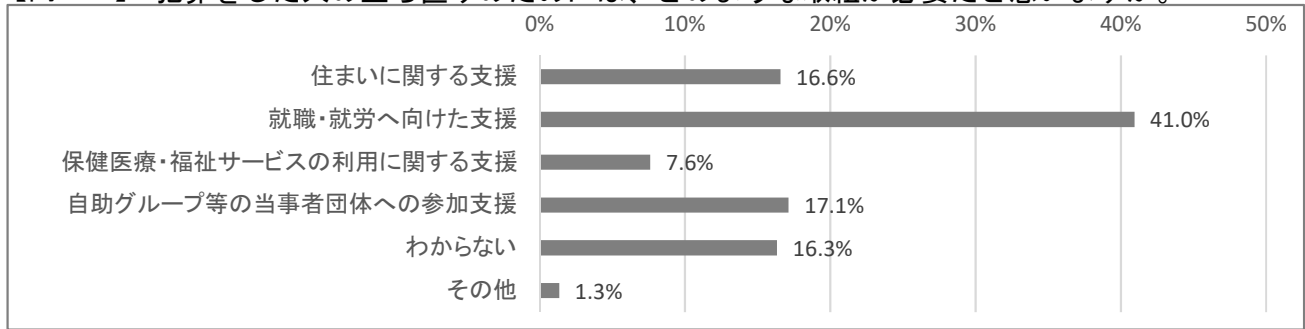
【問22-2】 問22で「1（思う）」又は「2（どちらかといえば思う）」を選んだ方にお伺いします。どのような協力をしたいと思いますか。



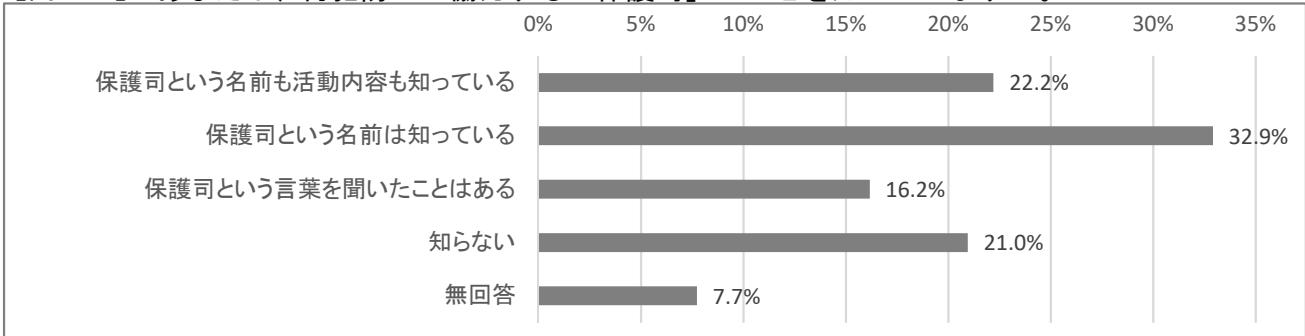
【問22-3】 問22で「3（どちらかといえば思わない）」又は「4（思わない）」を選んだ理由を教えてください。



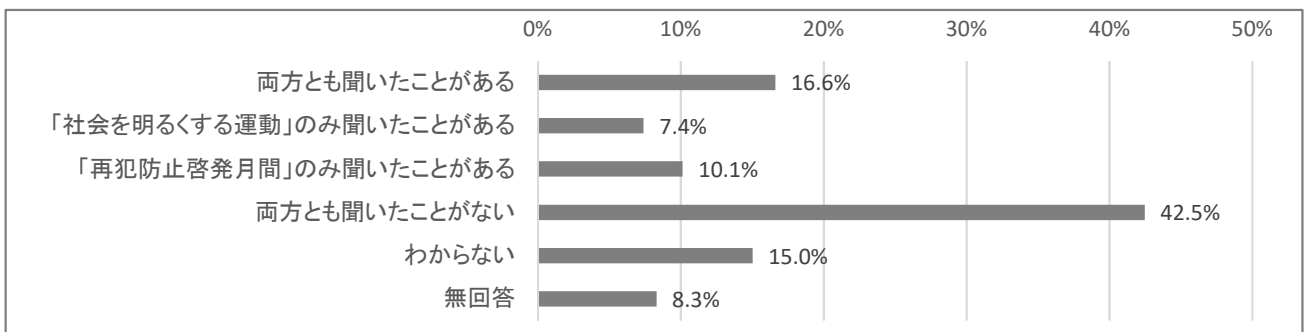
【問22-4】 犯罪をした人の立ち直りのためには、どのような取組が必要だと思いますか。



【問22-5】 あなたは、再犯防止に協力する「保護司」のことを知っていますか。

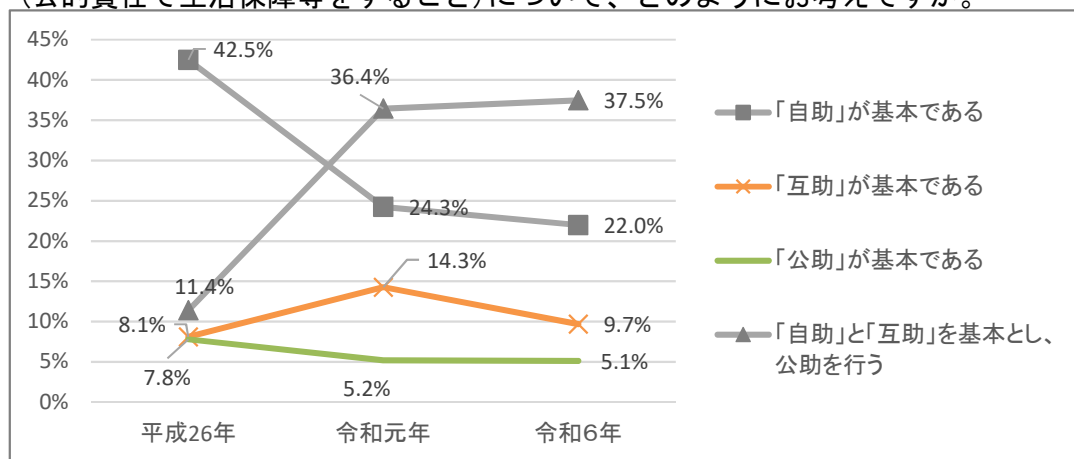


【問22-6】 あなたは、再犯防止に関する広報・啓発活動の取組である「社会を明るくする運動」又は「再犯防止啓発月間」を聞いたことがありますか。次の中から選んでください。

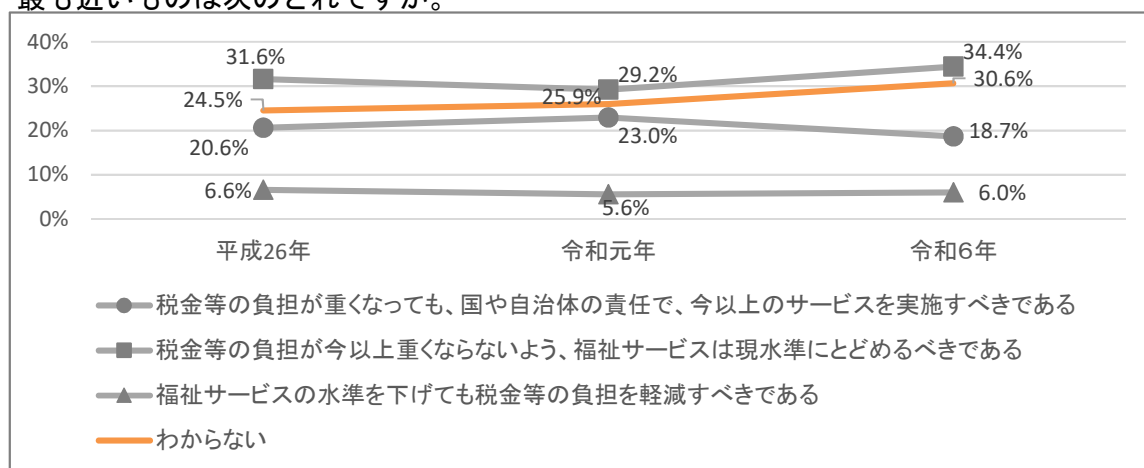


Ⅲ. 福祉に関する意識と考え方

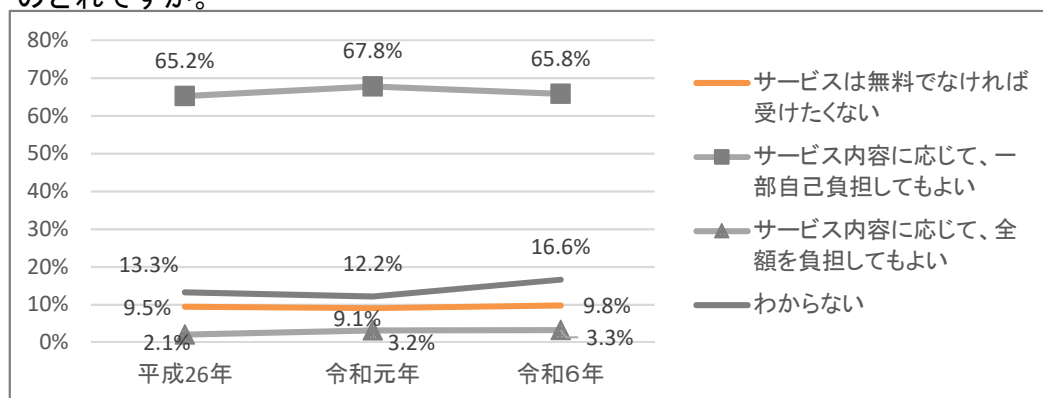
【問23】 あなたは、自助(自分のことは自分ですること)・互助(お互いに助け合うこと)・公助(公的責任で生活保障等をすること)について、どのようにお考えですか。



【問24】 福祉サービスの水準と税金の負担について様々な意見がありますが、あなたのお考えに最も近いものは次のどれですか。

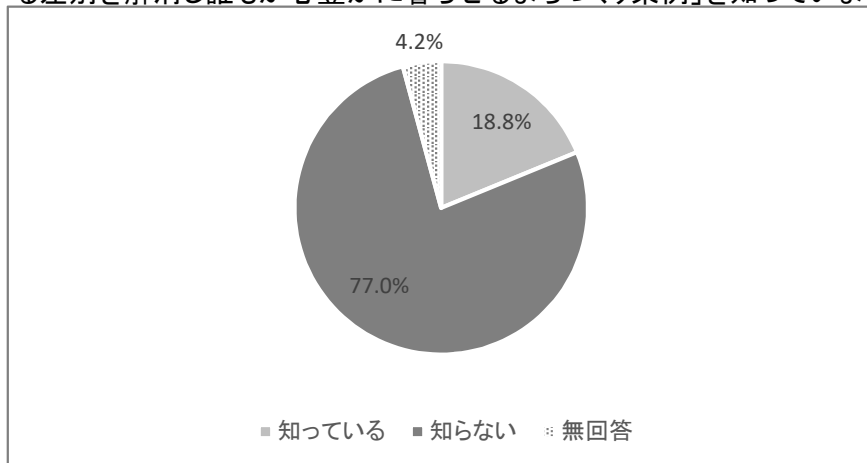


【問25】 福祉などのサービスを受ける際の費用負担について、あなたのお考えに最も近いのは次のどれですか。



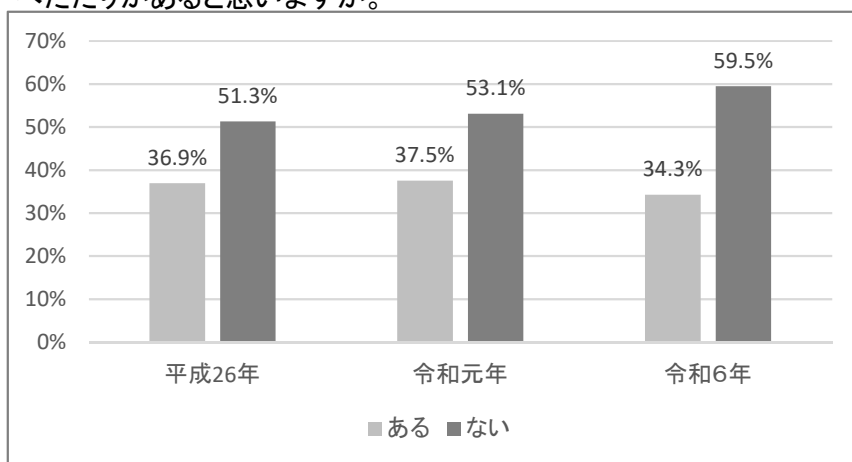
【問26】

あなたは、障がいを理由とする差別をなくすことを目指し日田市が制定した「日田市障がいによる差別を解消し誰もが心豊かに暮らせるまちづくり条例」を知っていますか。



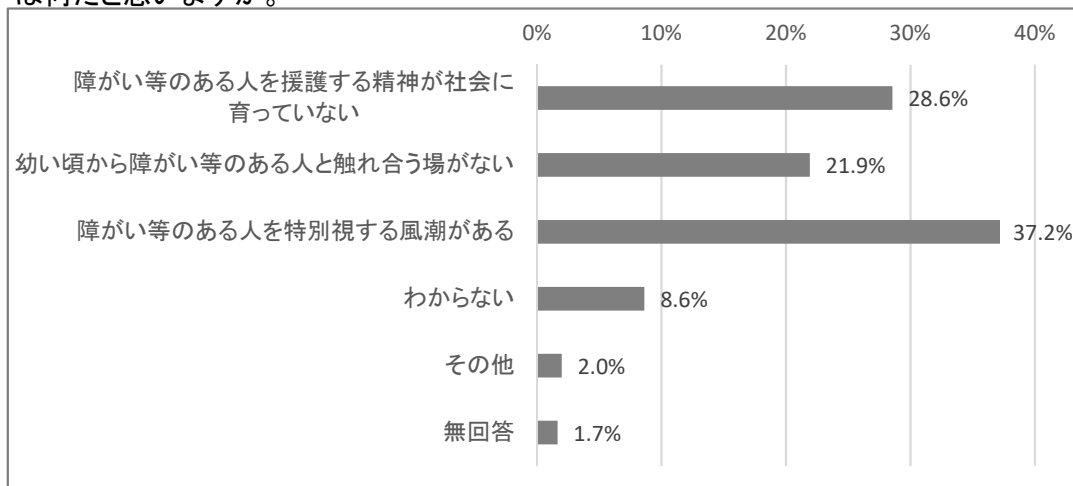
【問27】

あなたは、地域社会の中で、障がい等のハンディキャップのある人に対する意識などに特別なへだたりがあると思いますか。



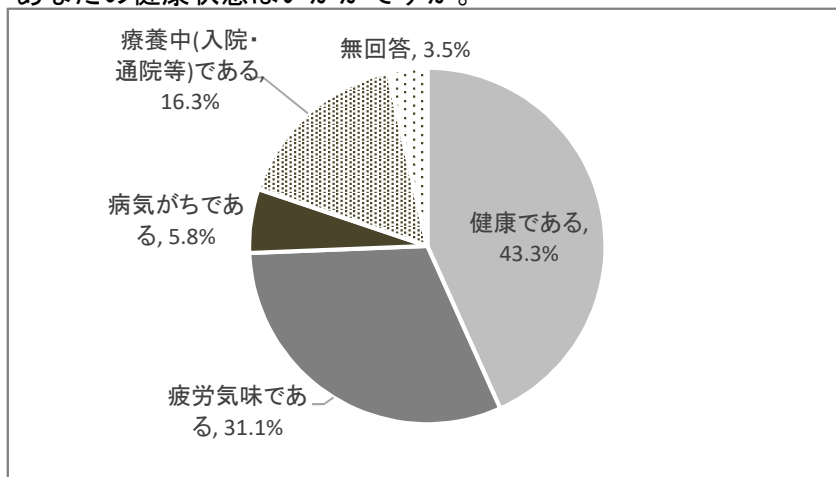
【問27-2】

問27で「1（へだたりがある）」と答えた方にお伺いします。特別なへだたりが生まれる主な理由は何だと思いますか。

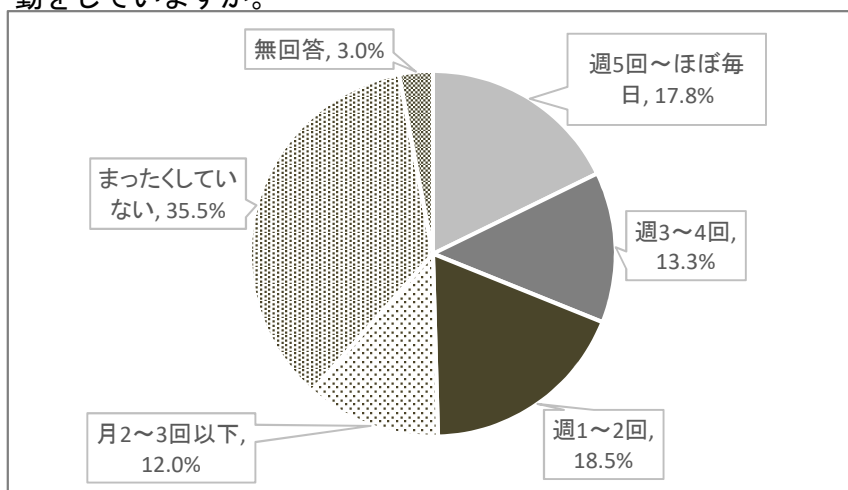


IV. 健康状態と意識

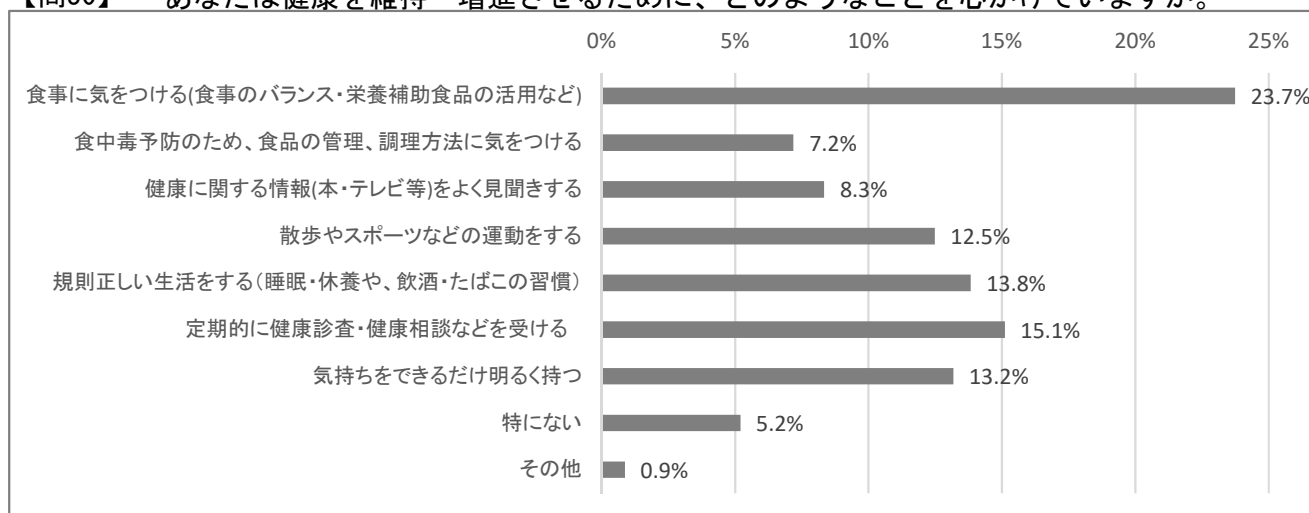
【問28】 あなたの健康状態はいかがですか。



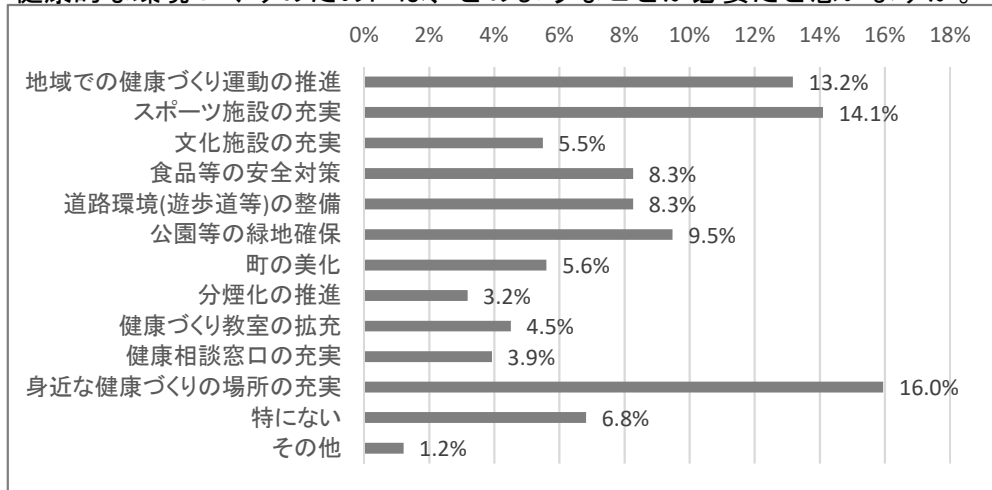
【問29】 あなたは日頃から生活の中で、健康の維持・増進のために意欲的に体を動かすなど、運動をしていますか。



【問30】 あなたは健康を維持・増進させるために、どのようなことを心がけていますか。

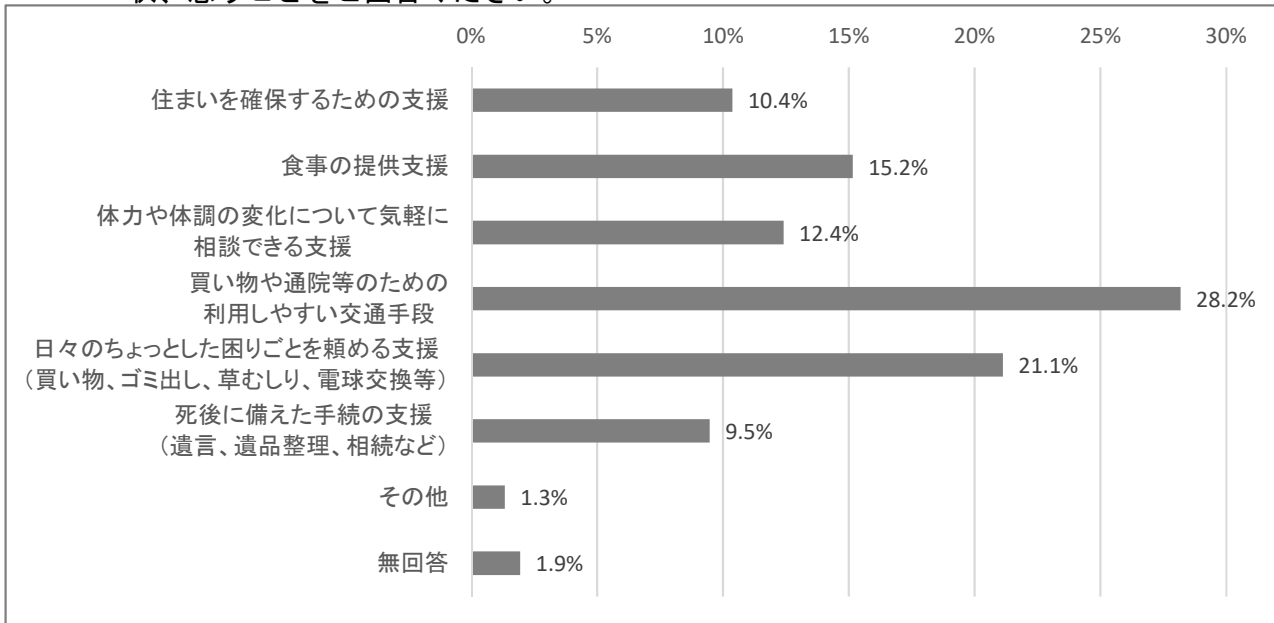


【問31】 健康的な環境づくりのためには、どのようなことが必要だと思いますか。

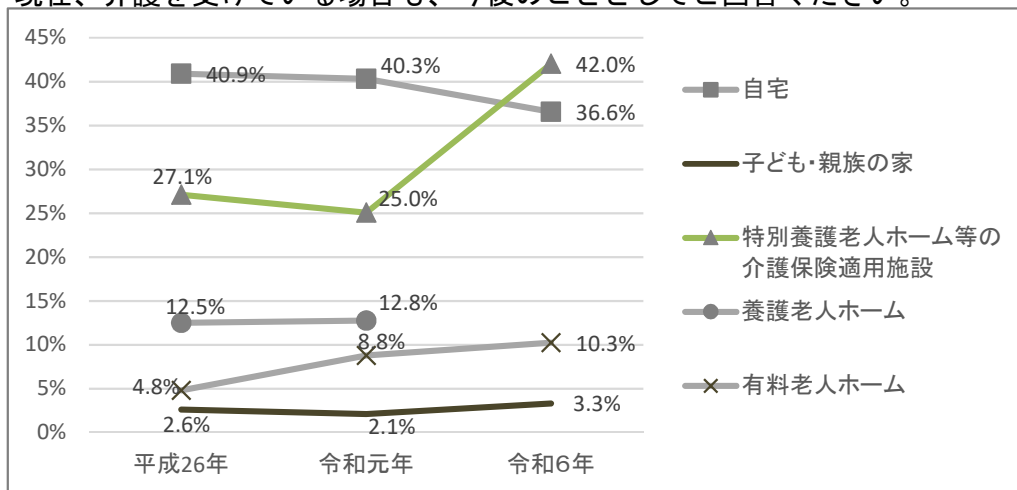


V. 保健福祉サービスの利用などについてお伺いします。

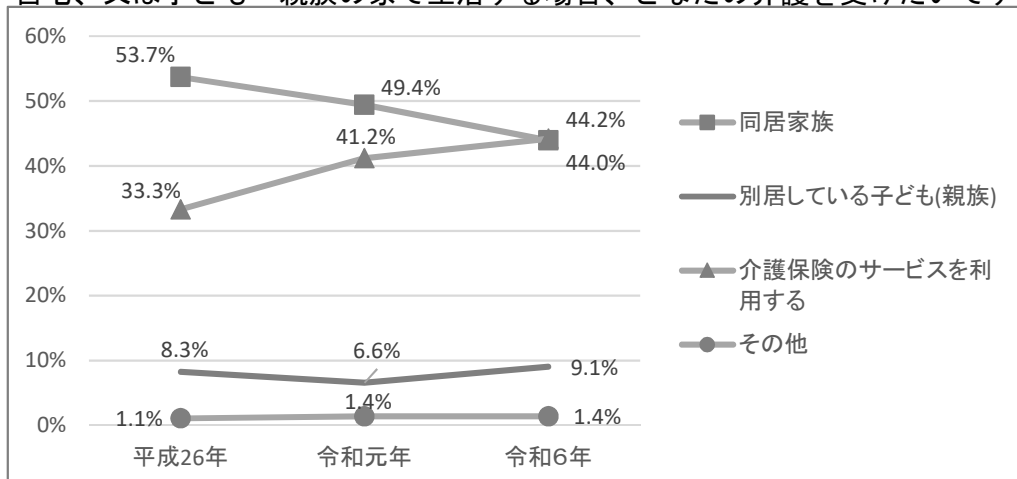
【問32】 今後、高齢になったとき、どのような支援があればよいと思いますか。高齢者の方も現状、思うことをご回答ください。



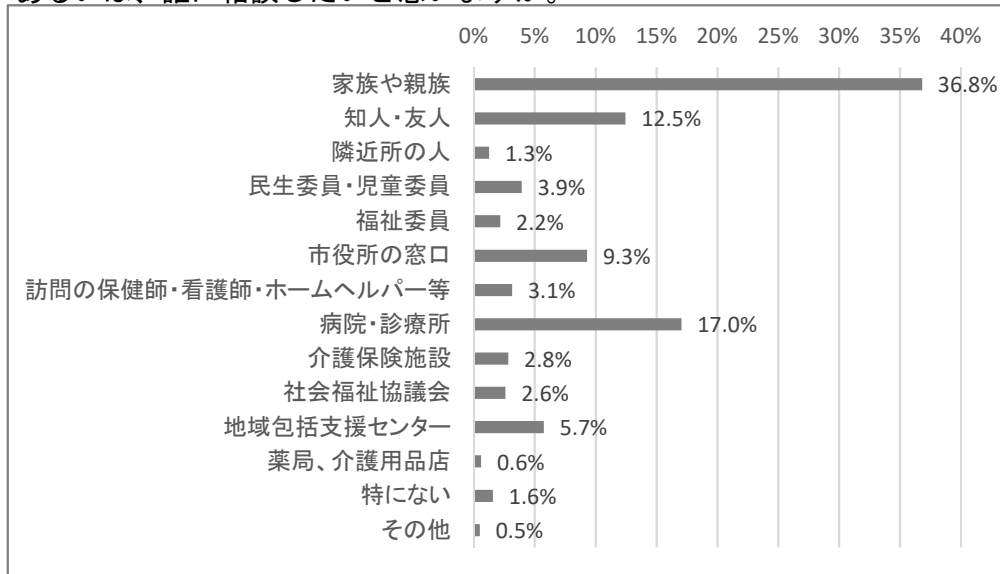
【問33】 今後、介護が必要になった場合、どこで介護を受けたいとお考えですか。現在、介護を受けている場合も、今後のこととしてご回答ください。



【問33-2】 問33で、「1（自宅）」又は「2（子ども・親族の家）」と答えた方にお伺いします。自宅、又は子ども・親族の家で生活する場合、どなたの介護を受けたいですか。

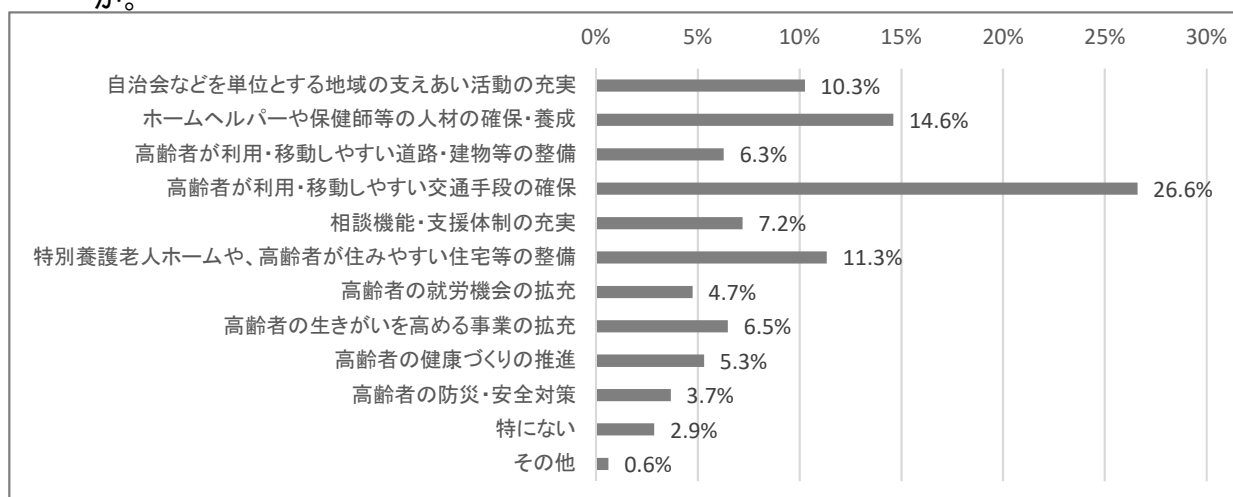


【問34】 健康や福祉等で困ったとき、あなたは誰に相談しますか。
あるいは、誰に相談したいと思いますか。

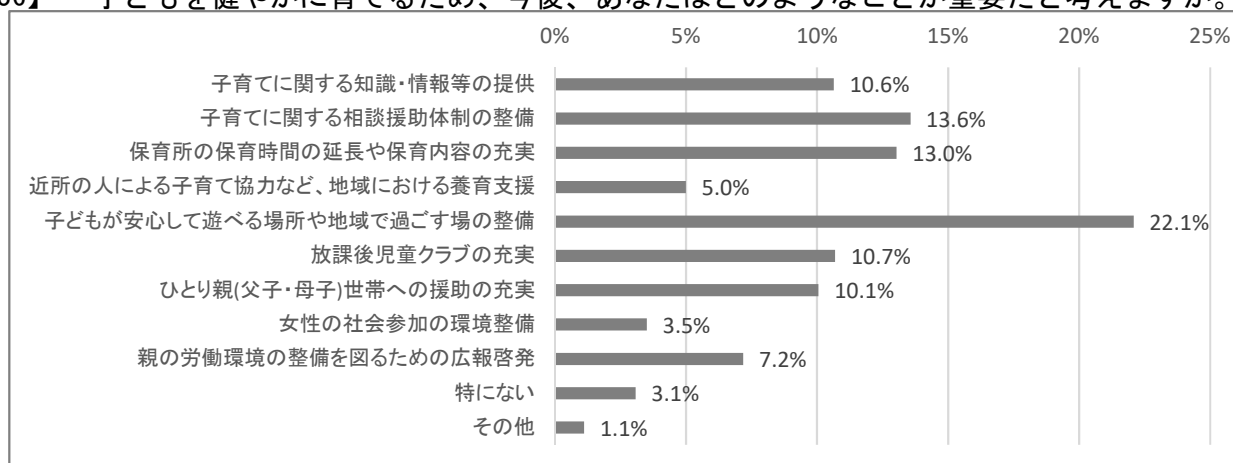


VI. 保健福祉の進め方

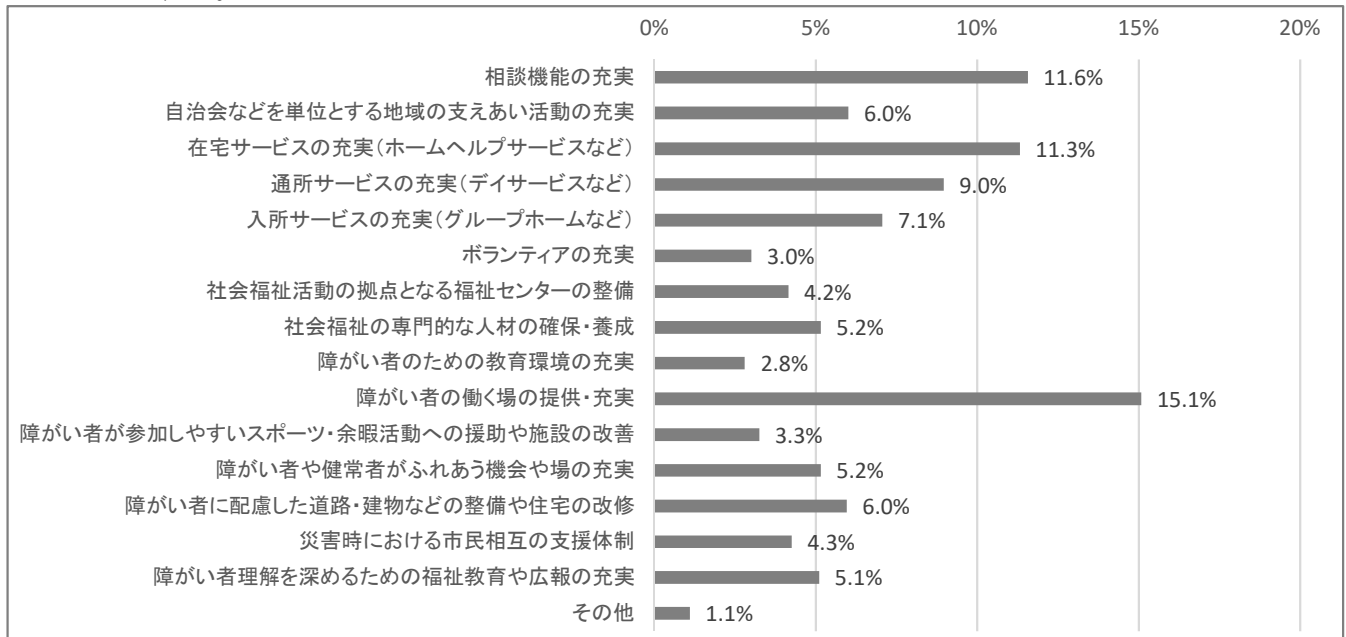
【問35】 高齢者の住みよいまちをつくるため、今後、あなたはどのようなことが重要だと考えますか。



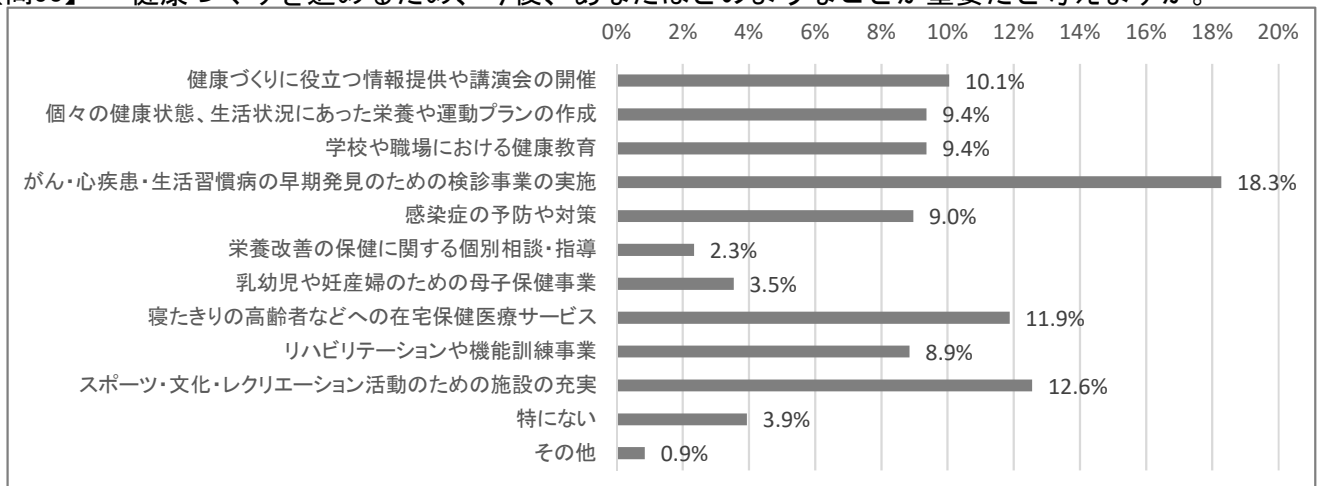
【問36】 子どもを健やかに育てるため、今後、あなたはどのようなことが重要だと考えますか。



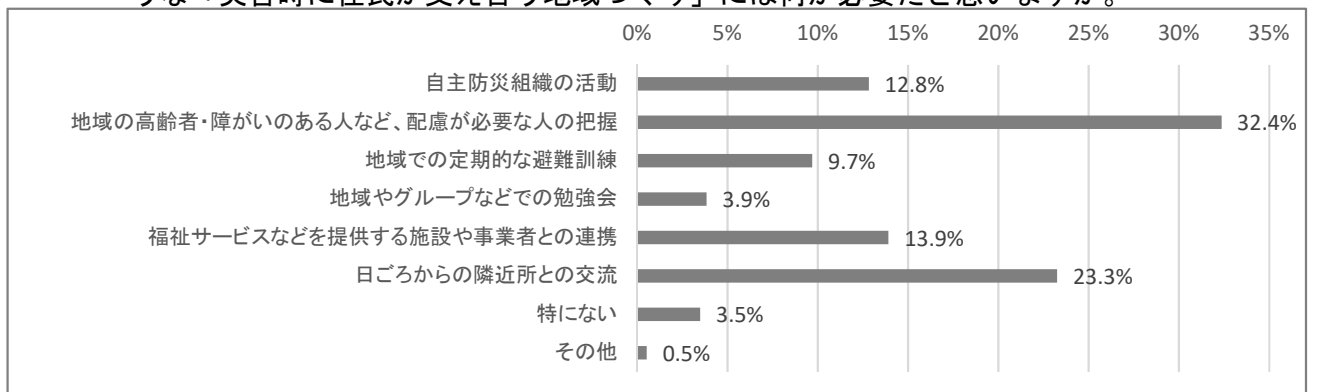
【問37】 障がい者の住みよいまちをつくるため、今後、あなたはどのようなことが重要だと考えますか。



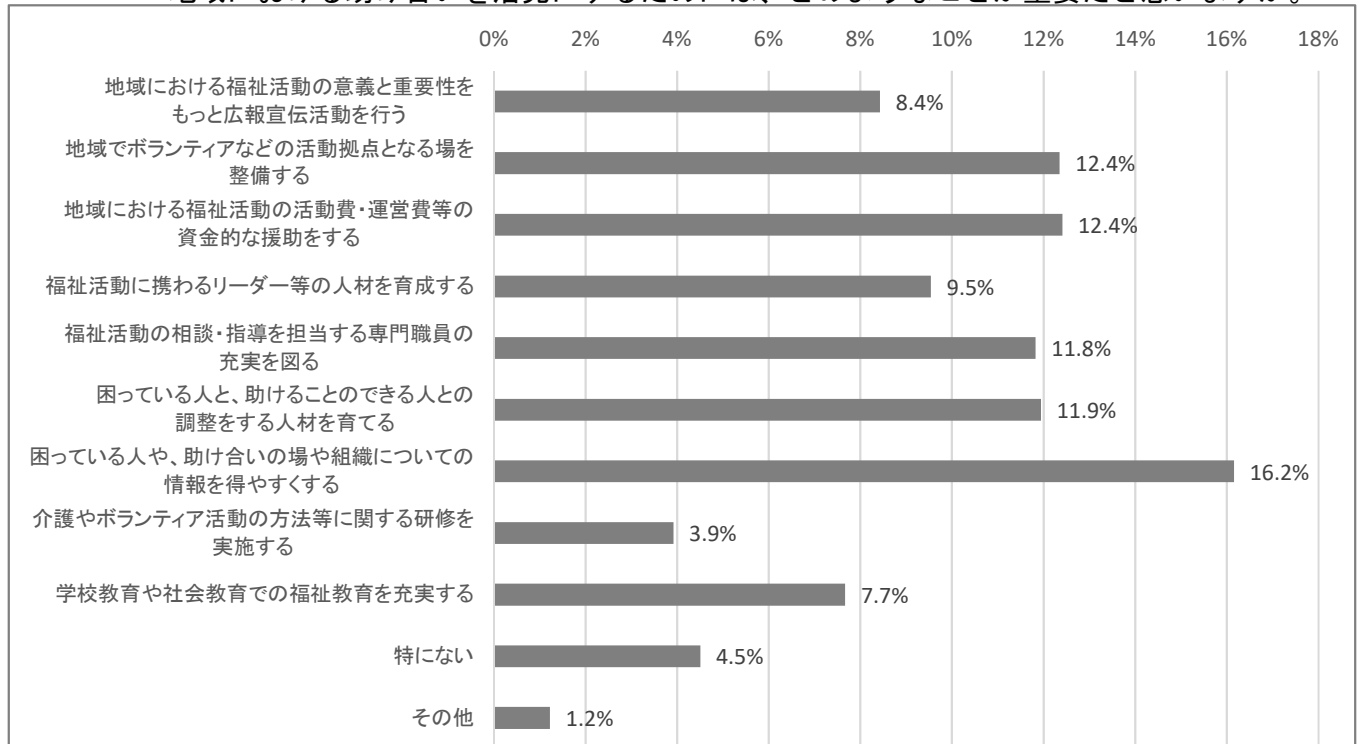
【問38】 健康づくりを進めるため、今後、あなたはどのようなことが重要だと考えますか。



【問39】 現在、市では「避難行動要支援者名簿(※)」の作成を進めています。これは災害が発生したときに地域住民の方々に避難支援などに活用していただくためのものですが、このような「災害時に住民が支え合う地域づくり」には何が必要だと思いますか。



【問40】 核家族化や過疎化が進展している日田市においては、今後、高齢化が進む中で地域における助け合いの活動を活発化することが重要になっています。
地域における助け合いを活発にするためには、どのようなことが重要だと思いますか。



【問41】 誰もが生き生きと健康的な生活をおくるため、地域社会ではどのようなことが重要だと思いますか。

